

## 奈良県公安委員会告示第111号

昭和29年7月奈良県公安委員会告示第1号（警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年9月26日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

「一日当たり1,236円」を「一日当たり1,250円」に改める。